

現行規制の整理

サウナ設備の規制①

○火災予防条例（例）第7条の2（昭和36年11月22日付け消防庁長官通知）

サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として**対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離**に関する基準により得られる距離**以上の距離を保つこと。**

二 サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に**直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置※**を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、**第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用。**

（可燃物が落下しない場所へ設置、可燃性ガス等が発生・滞留しない場所へ設置、有効な換気が行える場所へ設置、火災の発生の恐れのある部分是不燃材を使用する等）

【解説】火災予防条例（例）第7条の2

※ 万一温度が異常に上昇した場合に、電気、ガス等の熱源の供給を遮断することができる装置（炎検出装置と遮断弁を合わせたものや過熱防止装置等）

サウナ設備の規制②

○サウナ設備設置基準（平成15年8月6日付け火災予防技術情報第27号）（概要）

【基本事項および構造】

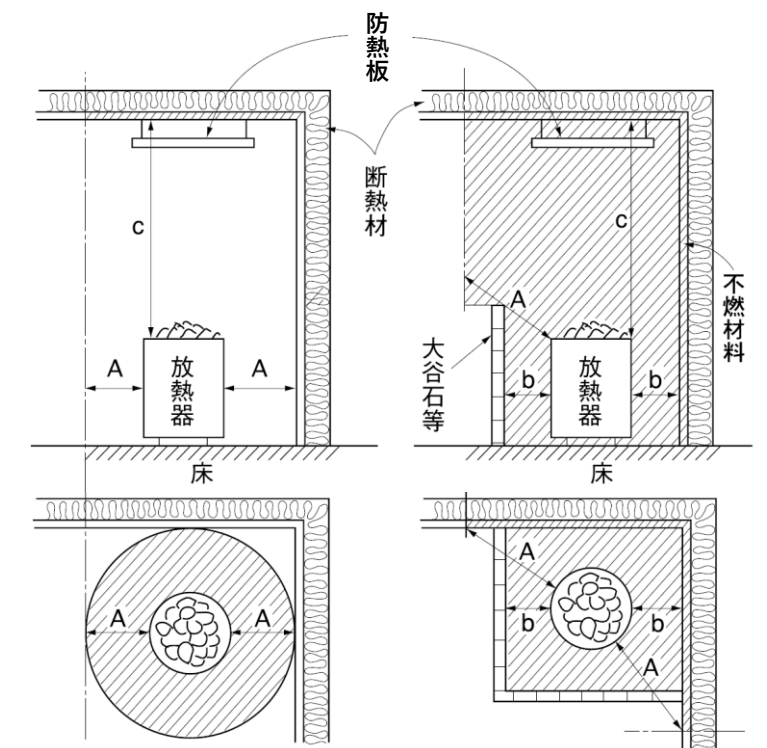
- ・ サウナ放熱器は、壁、床等に堅固に固定すること。
- ・ 温度調節器及び温度過昇防止器は、サウナ室の床から天井までの高さの概ね2/3以上の位置に取り付けること。
- ・ サウナ放熱器には容易に人が触れることができないような囲い、柵等を設けること。

【サウナ設備の設置要領（離隔距離等）】

- ・ 対流型放熱器の場合、天井、壁、床、椅子等との離隔距離等及び周辺の仕上げは図1（P4）に示すとおりとすること。
- ・ 遠赤外線放射装置の場合、天井、壁、床、椅子等との離隔距離等、周辺の仕上げについては図2（P4）に示すとおりとすること。
- ・ サウナ放熱器の周囲には、点検・管理のための空間を確保すること。
- ・ 対流型放熱器及び対流・遠赤外線放射併用型装置の対流方向のサウナ室の天井部分には、対流熱を有効に拡散できる防熱板（金属または不燃材料による）を天井面から15 cm以上離して設けること。なお、当該防熱板は対流型放熱器又は対流・遠赤外線放射併用型装置の平面外形の寸法以上のものとする。

火気を使用する設備、器具等に対する規制について

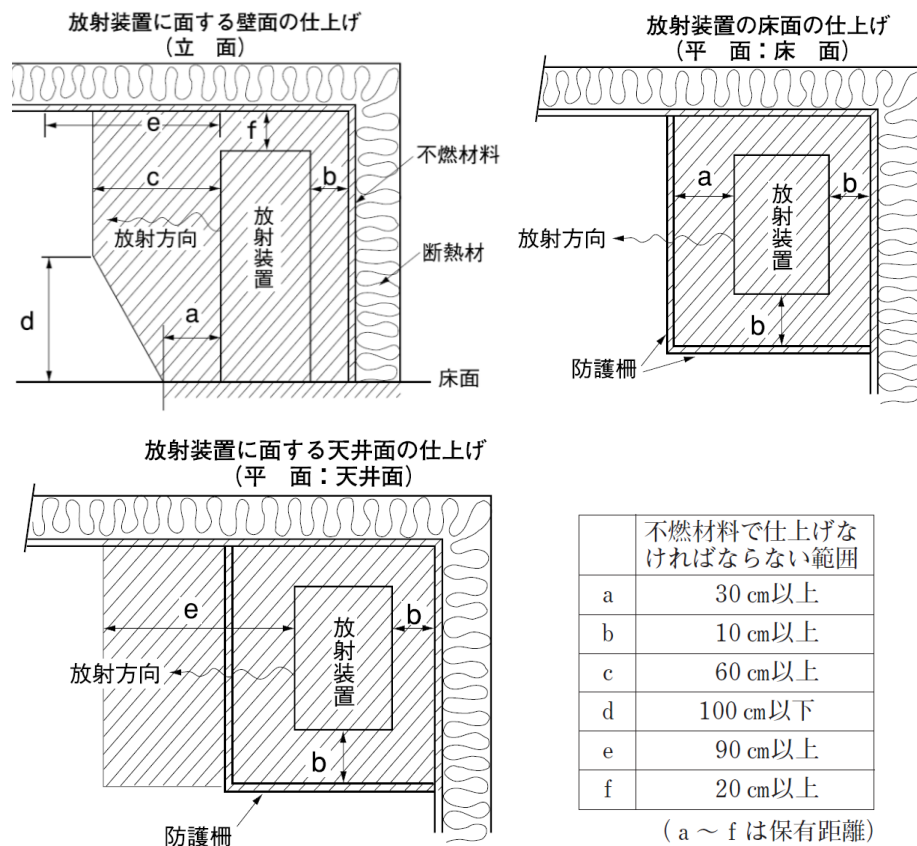
図1 対流型放熱器の離隔距離等及び周辺の仕上げ



離隔距離等	定格消費電力 7.5kW 以下	7.5kW を超え 15kW 以下	15kW を超え 30kW 以下
A	25 cm 以上	50 cm 以上	100 cm 以上
b	10 cm 以上	20 cm 以上	
c	100 cm 以上		

(A は離隔距離、b および c は保有距離)

図2 遠赤外線放射装置の離隔距離等及び周辺の仕上げ



	不燃材料で仕上げなければならない範囲
a	30 cm 以上
b	10 cm 以上
c	60 cm 以上
d	100 cm 以下
e	90 cm 以上
f	20 cm 以上

(a ~ f は保有距離)

注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては耐火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

また、断熱材にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ25 mm以上で密度24kg/m³以上のロックウール、グラスウール等とすること。

ストーブの規制①

○火災予防条例（例）第 5 条（昭和36年11月22日付け消防庁長官通知）

ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造つたたき殻〔がら〕受けを付設しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 11 号から第 14 号まで及び第 17 号ホを除く。）の規定を準用する。



火災予防上の一般的な遵守事項として第 3 条の規定を準用

（炉）

第 3 条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造つたものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つこと。
 - イ 別表第 3 の炉の項に掲げる距離
 - ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成 14 年消防庁告示第 1 号）により得られる距離
- 二 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。
- 三 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- 四 階段、避難口等の附近で避難の支障となる位置に設けないこと。

ストーブの規制①

- 五 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。
- 六 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造つた床上に設けること。
ただし、金属で造つた床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- 七 使用に際し**火災の発生のおそれのある部分を不燃材料**で造ること。
- 八 地震その他の**振動又は衝撃**（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない**構造**とすること。
- 九 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- 十 屋外に設ける場合にあつては、**風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること**。
ただし、第 18 号の 2 イに掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。
- 十五 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、**たき口から火粉等が飛散しない構造**とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。
- 十六 削除
- 十七 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。（以下略）
- 十八 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。
 - イ 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。
 - ロ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、さし込み接続とすることができる。
 - ハ ロのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

ストーブの規制①

十八の二 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあつては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

イ 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

ロ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ハ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

ニ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

十八の三 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

十九 電気を熱源とする炉にあつては、次によること。

イ 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

ロ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

二 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

三 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあつては、前号の点検及び整備に必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。

四 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

五 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

六 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

ストーブの規制①

- 3 入力350キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。（注）

（注） 可搬式サウナ用ストーブの入力は一般的に数キロワット程度であり、本規定は該当しない。

ストーブの規制②

（火を使用する設備に附属する煙突）

第17条の2 火を使用する設備（燃料電池発電設備を除く。）に附属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。
- 二 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃烧排気が漏れない構造とすること。
- 三 容易に清掃ができる構造とすること。
- 四 火粉を飛散するおそれのある設備に附属するものにあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。
- 五 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。

ストーブの規制②

(建築物に設ける煙突)

第115条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

- 一 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を六十センチメートル以上とすること。
- 二 煙突の高さは、その先端からの水平距離一メートル以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から六十センチメートル以上高くすること。
- 三 煙突は、次のイ又は口のいずれかに適合するものとする。
 - イ 次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
 - (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から十五センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りでない。
 - ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

(四から七省略)

- 2 前項第一号から第三号までの規定は、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場合においては、適用しない。

火気を使用する設備、器具等に対する規制について

煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により
 燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を定める件
 （平成16年9月29日 国土交通省告示第1168号）

建築基準法施行令第百十五条第一項第三号イ（1）に規定する煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 不燃材料で造り、かつ、有効に断熱された構造とすること。
- 二 金属その他の断熱性を有しない不燃材料で造った部分（前号に掲げる基準に適合するものを除く。）
 にあつては、次のイ又はロに掲げる基準に適合していること。
 - イ 煙道の外側に筒を設け、その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空気が有効に取り入れられる構造で防火上支障がないものとする。
 - ロ 断熱性を有する不燃材料で覆い、有効に断熱された構造とすること。

ストーブの離隔距離

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別						離隔距離						
						入力	上方	側方	前方	後方	備考	
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5		
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5		
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5		
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の周辺から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100		
					危機の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15		
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の周辺から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100		
					危機の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5		
		上記に分類されないもの					—	150	100	150		100

● 火災予防条例（例）（昭和36年11月22日自消甲予発第73号消防庁長官）

（対象火気器具等の種類）

第十八条 令第五条の二第一項の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる器具とする。

- 一 気体燃料を使用する器具
- 二 液体燃料を使用する器具
- 三 **固体燃料を使用する器具**
- 四 **電気を熱源とする器具**

（火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合）

第十九条 令第五条の二第一項第一号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合とする。

（火災予防上安全な距離）

第二十条 令第五条の二第一項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

- 一 別表第一の左欄に掲げる対象火気器具等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離
- 二 電気を熱源とする対象火気器具等のうち、別表第二に掲げるものにあつては、同表の左欄に掲げる対象火気器具等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離
- 三 対象火気器具等の種類ごとに、消防庁長官が定めるところにより得られる距離

（不燃性の床、台等）

第二十一条 令第五条の二第一項第四号の総務省令で定める不燃性の床、台等は、不燃性の床又は台とする。ただし、対象火気器具等が置きごたつの火入れ容器である場合にあつては、金属以外の不燃材料で造った台とする。

火気を使用する設備、器具等に対する規制について

対象火気省令 別表第 1、別表 2 に掲げる離隔距離

・ 対象火気省令 別表第 1 (抄)

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別						離隔距離						
						入力	上方	側方	前方	後方	備考	
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注 1：熱対流方向が一方方向に集中する場合にあっては 60 c mとする。 注 2：方向性を有するものにあっては100 c mとする。	
					全周囲放射型	7kW以下	100	100	100	100		
			開放式	バーナーが隠蔽	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5		
					強制対流型	7kW以下	435	4.5	60	4.5		
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5		
					全周囲放射型	7kW以下	80	80	80	80		
				開放式	バーナーが隠蔽	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5 注1		4.5
						強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60		4.5
	液体燃料	不燃以外	開放式		放射型	7kW以下	100	50	100	20		
					自然対流型	7kWを超え 12kW以下	150	100	100	100		
						7kW以下	100	50	50	50		
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15		
					温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え 12kW以下	100	150	150	150		
				7kW以下		100	100	100	100			
				不燃	開放式		放射型	7kW以下	80	30	—	5
							自然対流型	7kWを超え 12kW以下	120	100	—	100
								7kW以下	80	30	—	30
					強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	7kW以下	80	5	—	5	
		温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え 12kW以下			80	150	—	150			
			7kW以下			80	100	—	100			
		上記に分類されないもの						—	100	50 注 2	50 注 3	50 注 4

火を使用する設備に附属する煙突の現行規制について

煙突の現行規定

(火を使用する設備に附属する煙突)

第17条の2 火を使用する設備（燃料電池発電設備を除く。）に附属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。
- 二 可燃性の壁、床、天井等を通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。
- 三 容易に清掃ができる構造とすること。
- 四 火粉を飛散するおそれのある設備に附属するものにあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。
- 五 **前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。**

建築基準法施行令

(建築物に設ける煙突)

第115条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

- 一 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を六十センチメートル以上とすること。
- 二 煙突の高さは、その先端からの水平距離一メートル以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から六十センチメートル以上高くすること。
- 三 煙突は、次のイ又は口のいずれかに適合するものとする。
 - イ 次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
 - (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の**可燃材料から十五センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りでない。**
 - ロ **その周囲にある建築物の部分**（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

(四から七省略)

- 2 前項第一号から第三号までの規定は、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場合においては、適用しない。